

(証券コード3079)
平成28年6月10日

株 主 各 位

本店所在地 東京都練馬区小竹町一丁目16番1号
本社事務所 東京都豊島区高田二丁目17番22号
ディー・ブイ・エックス株式会社
代表取締役社長 千 葉 茂

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotex.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁～4頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階「富士」の間
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第30期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他本招集通知に関する事項

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dvx.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dvx.jp>) にて、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国 Yahoo! Inc. の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TSL暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスク（次頁末尾記載）へお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・ 電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業の設備投資が緩やかな回復傾向にありましたが、個人消費や企業の生産活動が低迷する等、全体として足踏み状態が続きました。また為替水準は、期末にかけて円高傾向となったものの、平成27年6月には一時13年ぶりに1ドル125円台を付ける等、通期で見ると前事業年度と比較して1ドル当たり12円程度の円安水準となりました。

医療機器業界におきましては、平成28年4月に実施される診療報酬の改定について盛んな議論が行われ、「地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携」を重点課題とする方向になるとともに、全体として実質1.03%引き下げられることが決定されました。また、平成29年4月に消費税率が再度引き上げられることが予定されていることに関連して、現行制度では医療機関の消費税負担が増大することになることから、今後課税のあり方について総合的に検討されることとなりました。

このような情勢のもと当社では、販売代理店としては営業エリアの拡大を進めるとともに、輸入総代理店としては独自商品の販売拡大と新商材の獲得に努めることで、業容の拡大を目指してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は31,372,131千円（前期比9.5%増）、営業利益1,492,440千円（同4.4%増）、経常利益1,460,527千円（同0.1%増）となりました。当期純利益は、保有する株式の一部を売却したことで投資有価証券売却益482,675千円が特別利益に計上されたことにより、1,289,737千円（同40.2%増）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりです。

セグメント別	前事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)		当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)		増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
不整脈事業	23,268,790	81.2	25,667,735	81.8	2,398,944	10.3
虚血事業	4,392,700	15.3	4,872,522	15.5	479,822	10.9
その他	986,373	3.4	831,873	2.7	△154,499	△15.7
合計	28,647,863	100.0	31,372,131	100.0	2,724,267	9.5

(不整脈事業)

既存顧客に対するサービスの充実に努めるとともに、特に西日本エリアにおける新規顧客の開拓に注力いたしました。大阪地区の販売体制を強化したほか、前事業年度に宮崎出張所を開設したのに引き続き、当事業年度においては沖縄出張所を開設いたしました。その結果、心臓ペースメーカやアブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）類、検査用電極カテーテル等の主力商品の販売数量が増加したことから、当事業年度の売上高は25,667,735千円（前期比10.3%増）、セグメント利益は3,511,851千円（同4.0%増）となりました。

(虚血事業)

輸入総代理店として取り扱っている自動造影剤注入装置「ACIST」やエキシマレーザ血管形成システムの販売が全般的に好調に推移したものの、円安の影響により、これら輸入商品の仕入価格が全般的に上昇することとなりました。その結果、当事業年度の売上高は4,872,522千円（前期比10.9%増）、セグメント利益は1,385,023千円（同0.5%減）となりました。

(その他)

大型機器の販売が減少したこと等から、当事業年度の売上高は831,873千円（前期比15.7%減）、セグメント利益は105,236千円（同15.2%減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は168,904千円で、その主なものは、販売管理システムの更新に係る投資及び営業用デモ・バックアップ機に係る投資であります。

その所要資金は自己資金をもって充当いたしました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第27期 平成25年3月期	第28期 平成26年3月期	第29期 平成27年3月期	第30期 (当事業年度) 平成28年3月期
売上高(百万円)	22,872	26,420	28,647	31,372
経常利益(百万円)	1,106	1,310	1,458	1,460
当期純利益(百万円)	682	788	919	1,289
1株当たり当期純利益 (円)	60.54	69.92	81.57	114.36
総資産(百万円)	9,996	11,325	12,760	15,026
純資産(百万円)	3,541	4,201	4,978	6,001
1株当たり純資産額 (円)	314.05	372.55	441.49	532.20

(注)平成24年10月1日付及び平成26年4月1日付で、それぞれ普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第27期(平成25年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、継続的な成長を実現していくために、以下の事項を課題と認識しております。

① 販売拡大

当社は、主力の不整脈事業において、関東地区に特化して営業展開をしてきた経緯から、同地区への売上依存度が非常に高い状況にあります。そのため、さらなる業容拡大を目指すためには、不整脈事業の営業エリアを拡大することが不可欠であるとの認識を持っております。そうした認識のもと、前事業年度において宮崎出張所を開設し、南九州地域への営業展開を行ったのに続き、当事業年度においては、沖縄における営業展開の足掛かりとするため、沖縄出張所を開設いたしました。

今後も、不整脈事業の全国展開に向けて、人材育成をはじめとする体制の整備を行い、既存顧客とともに新規顧客の期待に応えられるよう総合的な販売力の強化を図ることで、売上拡大に努めてまいります。

② 新商品ラインナップの拡充

顧客基盤の構築と新規顧客の開拓には、顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に提案することが必要であると認識しております。

そのためには、常に国内外の最新医療情報を把握し新商品の早期の販売権獲得と、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。当事業年度においては、エキシマレーザ血管形

成システムによる冠動脈血管形成用レーザカテーテルの拡販に注力するとともに、同システムのさらなる普及を目指して、下肢末梢動脈治療用レーザカテーテルの薬事承認に向けて、治験を行っております。

当面は、同商品の薬事承認を取得することを第一目標に据えるとともに、海外コンサルタントの活用やメーカーとの連携強化を行い、社内的にもマーケティング部門や薬事部門の強化に取り組むことで、さらなる新商品の獲得に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社の事業内容は商品に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されます。以下、各事業について説明いたします。

① 不整脈事業

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生又は刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾患のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なもの以外に加齢や喫煙、ストレス等によって引き起こされるといわれております。

不整脈事業においては、徐脈、頻脈、期外性収縮の治療に用いる心臓ペースメーカ、アブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）、ICD（植込み型除細動器）、検査用電極カテーテルが主力商品となっております。当事業はこれら不整脈の検査・治療のための医療機器を主として関東地域において、医療機器輸入商社及び国内医療機器メーカーから仕入れ、主に医療施設に対し卸売会社として販売しております（販売代理店業）。

現在、当事業においては既に全国展開している虚血事業と連携しながら、営業エリアの拡大を推進しております。

② 虚血事業

虚血とは、血管の狭窄又は閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳の血管で起こる脳梗塞等が代表的なものです。原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症等によって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活等も動脈硬化を促進させるといわれております。

虚血事業においては、虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を、国内外の医療機器メーカーより直接仕入れ、主として全国の医療機器販売代理店を経由して、医療施設に販売しております（国内総代理店業）。このため、全国主要都市において虚血事業を中心とした営業拠点を既に展開しております。

なお、国内で医療機器として流通させるためには厚生労働省の薬事承認を取得する必要があり、当社は有望な医療機器を国内外に見出すためにマーケティングを担当する部門や、薬事承認及び品質保証を担当する部門を設置しております。

また、不整脈事業と同様の形態をとり、虚血分野の検査・治療に用いる医療機器を輸入商社や国内医療機器メーカーから仕入れ、販売代理店として医療施設等に販売しているケースもあります。

当事業の主な取扱商品は、当社が国内総代理店として販売している自動造影剤注入装置「ACIST」や「エキシマレーザ血管形成システム」であります。

③ その他

「その他」においては、脳外科商品、一般外科商品、消化器商品、放射線防護用品、書籍等、主力事業である不整脈及び虚血事業に属さない商品の販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都豊島区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
東北営業所	宮城県仙台市青葉区
茨城営業所	茨城県つくば市
群馬営業所	群馬県前橋市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
東京営業所	東京都豊島区
八王子営業所	東京都八王子市
横浜営業所	神奈川県横浜市金沢区
沼津営業所	静岡県沼津市
静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
浜松営業所	静岡県浜松市中区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
広島営業所	広島県広島市西区
九州営業所	福岡県福岡市東区
テクノロジーセンター	東京都豊島区

（注） 登記上の本店は東京都練馬区であります。

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
252（31）名	18名増（4名増）	39.8歳	6.2年

- （注）1．平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数は就業人員（執行役員4名を除き、嘱託社員7名を含む。）であります。
3．臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を除き、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借入先	借入残高
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	27,513千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	25,016千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	20,831千円

2. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 44,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,277,524株
(自己株式2,476株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 5,873名

(4) 上位11名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 M S S	3,192,800株	28.31%
若 林 誠	1,692,000株	15.00%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR S U B P O R T F O L I O)	758,800株	6.73%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 2 2 4	285,500株	2.53%
立 花 証 券 株 式 会 社	265,700株	2.36%
デ ィ ー ブ イ エ ッ ク ス 社 員 持 株 会	188,700株	1.67%
岡 文 男	136,100株	1.21%
戸 田 幸 子	134,400株	1.19%
宮 川 貴 子	96,000株	0.85%
宮 川 元	96,000株	0.85%
若 林 笑 美	96,000株	0.85%

(注) 持株比率は自己株式（2,476株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	若 林 誠	株式会社MSS代表取締役会長
代表取締役社長	千 葉 茂	
取 締 役	柴 崎 浩	営業及びマーケティング担当 執行役員
取 締 役	魚 住 洋 二	財務経理及び業務担当 執行役員
取 締 役	鍋 谷 正 行	薬事・品質保証及び技術担当 執行役員 薬事・品質保証部長
取 締 役	平 能 直 弘	経営管理及び情報開示担当 執行役員 経営管理部長
取 締 役	村 松 光 春	村松公認会計士事務所代表 株式会社ハッピー商会代表取締役 GLOVACC株式会社代表取締役
取 締 役	堂 垣 内 重 晴	株式会社アサント社外取締役 株式会社たち古代表取締役専務 プログレス合同会社代表社員
常 勤 監 査 役	戸 田 幸 子	
監 査 役	三 縄 昭 男	三縄昭男公認会計士・税理士事務所代表 学校法人神奈川大学監事
監 査 役	中 村 眞 一	コスモス法律事務所代表 株式会社コモダエンジニアリング社外監査役 株式会社情報センター出版局社外取締役

- (注) 1. 取締役 村松光春氏及び堂垣内重晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役 三縄昭男氏及び中村眞一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査役 三縄昭男氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
若 林 誠	代表取締役社長	代表取締役会長	平成27年4月1日
千 葉 茂	代表取締役副社長	代表取締役社長	平成27年4月1日
柴 崎 浩	取締役（営業担当）	取締役（営業及びマーケティング担当）執行役員	平成27年4月1日
魚 住 洋 二	取締役（管理及び情報開示担当）執行役員	取締役（財務経理及び業務担当）執行役員	平成27年6月26日
鍋 谷 正 行	取締役（マーケティング、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員	平成27年4月1日
	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員 薬事・品質保証部長	平成27年12月1日
堂 垣 内 重 晴	—	株式会社アサンテ社外取締役	平成27年6月26日
	—	株式会社たち吉代表取締役専務	平成27年6月29日
	—	プログレス合同会社代表社員	平成27年8月21日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	8 名	149,909千円
監 査 役	4 名	27,272千円
合 計	12 名	177,181千円

(注) 1. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の額は20,558千円であります。

2. 上記には、平成27年6月26日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

3. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第18期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第18期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額5,387千円を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 村松光春

ア. 他の法人等の兼任状況

村松公認会計士事務所の代表並びに株式会社ハッピー商会及びG L O V A C C株式会社の代表取締役であります。同事務所及び同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に16回開催された取締役会全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

② 社外取締役 堂垣内重晴

ア. 他の法人の兼任状況

株式会社たち吉の代表取締役専務、プログレス合同会社の代表社員及び株式会社アサンの社外取締役であります。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

平成27年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づく企業経営者の見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 社外監査役 三縄昭男

ア. 他の法人等の兼任状況

三縄昭男公認会計士・税理士事務所の代表及び学校法人神奈川大学の監事であります。同事務所及び同法人と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また、当事業年度に開催された監査役会20回のうち19回に出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

④ 社外監査役 中村眞一

ア. 他の法人等の兼任状況

コスモス法律事務所の代表、株式会社情報センター出版局の社外取締役及び株式会社コモダエンジニアリングの社外監査役であります。同事務所及び同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また、当事業年度に開催された監査役会20回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

①当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

②監査受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとしております。

- (5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分
金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要
- ①処分の対象者
新日本有限責任監査法人
 - ②処分の内容
 - ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 ３月
(平成28年１月１日から同年３月31日まで)
 - ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
 - ③処分の理由
 - ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
 - ・ 運営が著しく不当と認められたため。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、法令等の遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範・倫理に即して行動する。
- イ. 取締役、使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」「DV×行動ガイドライン」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施する。
- ウ. コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理部がコンプライアンスの取組みを組織横断的に統括し、教育及び周知を行う。
- エ. コンプライアンス体制の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する規程、マニュアルの整備、教育をはじめ、重大なコンプライアンス違反が発生した場合の調査・報告及び再発防止策の審議決定を行う。
- オ. 使用人による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室により、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役及び取締役会に報告する。
- カ. 社内において法令、定款及び社内規程違反行為又は反倫理行為を通報する制度として、内部通報規程の制定・整備・運用を行う。
- キ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保管・管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、権限・責任の明確化を図る。

- イ. 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員よりその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い必要な対策を講じる。
- ウ. 代表取締役及び各部門を所管する取締役及び執行役員により、経営会議を定期的に開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。
- ⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は必要に応じ監査役の指名する使用人に対して監査業務の補助を委託することが出来る。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役から監査業務の補助を委託された使用人は、当該業務に関し監査役の指示に従い業務を行う。使用人が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 取締役及び使用人は、監査役に対し以下の場合について迅速な報告を行う。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
 - ・ 取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
 - ・ 法令もしくは定款に違反する重要な事実を発見した場合
 - ・ 内部通報規定に基づく通報状況及びその内容
- イ. 取締役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当職務の執行の状況を報告する。
- ウ. 上記ア. 及びイ. にかかわらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- エ. 当社は、上記ア. の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため監査役会規程、監査役監査基準について以下のように定めている。

- ・監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため意見交換を行う。
- ・監査役は、内部監査室が行う内部監査結果の報告を受けるとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、緊密な関係を図る。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

⑪財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス体制

- ア. 当社は、法令等を誠実に遵守することを「コンプライアンス・マニュアル」及び「D V x 行動ガイドライン」に定め、取締役、監査役、執行役員及び使用人への周知・浸透を図っております。また、年1回、全社向けのコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関する啓発・教育を行っております。
- イ. 当社は、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設けております。コンプライアンス委員会は、前事業年度のコンプライアンス推進計画の実施結果を取締役会に報告し、当事業年度のコンプライアンス推進計画について取締役会の承認を得ております。当事業年度において3回のコンプライアンス委員会を開催しております。

②リスク管理体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設けております。リスク管理委員会は、前事業年度のリスク対応実施結果に基づくリスク評価結果並びに当事業年度の各部門が対応すべきリスク及びリスク対応実施計画を取締役会に報告しております。当事業年度において4回のリスク管理委員会を開催しております。

③取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回開催しております。必要に応じて開催した臨時取締役会を加えて、当事業年度において16回の取締役会を開催しております。また、効率的な意思決定を図るために、取締役及び執行役員で構成する経営会議を月1回開催しております。

④監査役の職務執行

- ア. 当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役3名で構成されており、当事業年度において20回の監査役会を開催しております。
- イ. 当社は、当事業年度において社外監査役1名の疾病による欠席1回を除き、全ての監査役が取締役会及び経営会議に出席しております。また、常勤監査役はコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席して監査の実効性を高めております。
- ウ. 監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換を行うことで連係を図っており、当事業年度において8回の意見交換の場を設けております。また、常勤監査役は内部監査室と連絡会を月1回開催し、連係を図っております。
- エ. 当社は、内部通報窓口の独立性確保のため、当事業年度において社外監査役へ直接情報を提供する体制を整備しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当ありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の事業展開のために必要な内部留保資金を確保しつつ、株主に対して長期的な利益還元を行うことを基本方針としており、配当金については、配当性向20%を目途として決定しております。なお、純資産額及び自己資本比率が増加傾向にあり、財務基盤の安定性が高まっていることを踏まえ、株主への利益還元をさらに充実させることを目的として、次期（平成29年3月期）より、配当性向25%を目途として配当を決定する方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、業績に対し公平な配当を実現するため、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり23円（配当性向 20.1%）の普通配当を実施することを決定しました。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,142,997	流 動 負 債	8,716,284
現 金 及 び 預 金	4,677,810	買 掛 金	7,741,807
受 取 手 形	703,364	1 年 内 返 済 予 定 の 金	64,959
売 掛 金	7,610,230	長 期 借 入 金	129,406
商 品	842,816	未 払 費 用	40,659
前 払 費 用	52,221	未 払 法 人 税 等	441,000
繰 延 税 金 資 産	123,000	未 払 消 費 税 等	75,237
そ の 他	134,554	前 受 り 金	19,024
貸 倒 引 当 金	△1,000	預 賞 与 引 当 金	7,942
固 定 資 産	883,282	そ の 他	163,042
有 形 固 定 資 産	391,461	固 定 負 債	33,204
建 物	67,480	長 期 借 入 金	308,147
車 両 運 搬 具	92	退 職 給 付 引 当 金	40,951
工 具 、 器 具 及 び 備 品	268,889	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	176,496
土 地	55,000	資 産 除 去 債 務	82,602
無 形 固 定 資 産	96,742	そ の 他	1,597
ソ フ ト ウ エ ア	96,742	負 債 合 計	6,500
投 資 そ の 他 の 資 産	395,078	純 資 産 の 部	9,024,432
投 資 有 価 証 券	113,003	株 主 資 本	6,007,019
出 資 金	130	資 本 金	344,457
長 期 前 払 費 用	4,085	資 本 剰 余 金	314,730
差 入 保 証 金	181,479	資 本 準 備 金	314,730
繰 延 税 金 資 産	85,700	利 益 剰 余 金	5,348,378
そ の 他	10,680	利 益 準 備 金	4,710
資 産 合 計	15,026,279	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,343,668
		別 途 積 立 金	250,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,093,668
		自 己 株 式	△547
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△5,171
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△5,171
		純 資 産 合 計	6,001,847
		負 債 純 資 産 合 計	15,026,279

損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		31,372,131
売上原価		26,370,019
売上総利益		5,002,111
販売費及び一般管理費		3,509,671
営業利益		1,492,440
営業外収益		
受取利息	5,204	
受取配当金	79	
その他	4,482	9,766
営業外費用		
支払利息	603	
為替差損	2,718	
デリバティブ評価損	38,357	41,679
経常利益		1,460,527
特別利益		
投資有価証券売却益	482,675	482,675
特別損失		
固定資産除却損	760	
事務所移転費用	23,290	24,051
税引前当期純利益		1,919,151
法人税、住民税及び事業税	627,851	
法人税等調整額	1,562	629,414
当期純利益		1,289,737

株主資本等変動計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）（単位：千円）

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	344,457	314,730	314,730
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	344,457	314,730	314,730

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計 合	
		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	4,710	250,000	4,006,926	4,261,636	△547
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△202,995	△202,995	
当 期 純 利 益			1,289,737	1,289,737	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,086,741	1,086,741	—
当 期 末 残 高	4,710	250,000	5,093,668	5,348,378	△547

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	4,920,277	58,645	58,645	4,978,923
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△202,995			△202,995
当 期 純 利 益	1,289,737			1,289,737
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		△63,817	△63,817	△63,817
当 期 変 動 額 合 計	1,086,741	△63,817	△63,817	1,022,924
当 期 末 残 高	6,007,019	△5,171	△5,171	6,001,847

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

ディーバイエックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北	川	卓	哉	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢	崎	弘	直	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーバイエックス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 平成27年12月22日付の金融庁による会計監査人に対する業務改善命令に関しては、会計監査人より平成28年1月29日付で金融庁に業務改善計画を提出している旨、及び業務改善計画の進捗状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

平成28年5月10日

ディーバイエックス株式会社 監査役会

常勤監査役	戸	田	幸	子	㊞
監査役(社外監査役)	三	縄	昭	男	㊞
監査役(社外監査役)	中	村	眞	一	㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①目的の変更

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業の目的事項の一部を変更するものであります（変更案第2条）。

②根拠条文の項数変更

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、会社法における補欠役員の選任に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります（変更案第31条及び第33条）。

③上記のほか、規定の明確化を図るため、文言の追加及び字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（9）（条文省略） （10）前各号に付帯または関連する一切の業務 第3条～第6条 （条文省略） （单元未満株主の権利制限） 第7条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）～（3）（条文省略） 第8条～第12条 （条文省略） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第13条 当社は、株主総会の招集に<u>関し</u>、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省例に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（9）（<u>現行どおり</u>） （10）前各号に付帯または関連する一切の業務 <u>および投資</u> 第3条～第6条 （<u>現行どおり</u>） （单元未満株主の権利制限） 第7条 当社の单元未満株主は、<u>その有する单元未満株式について</u>、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）～（3）（<u>現行どおり</u>） 第8条～第12条 （<u>現行どおり</u>） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現 行 定 款	変 更 案
第14条～第30条 (条文省略) (監査役の員数) 第31条 (条文省略) 2. 当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。 第32条 (条文省略) (監査役の任期) 第33条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 会社法第329条第2項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了するまでとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。	第14条～第30条 (現行どおり) (監査役の員数) 第31条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。 第32条 (現行どおり) (監査役の任期) 第33条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
1	若林 誠 わかばやし まこと (昭和25年7月7日)	昭和47年 4月 フクダ電子株式会社入社 昭和61年 4月 株式会社ヘルツ設立 代表取締役社長 平成 2年12月 株式会社医療ソフトサポートセンター設立 (現 株式会社MSS) 代表取締役 平成16年 2月 株式会社ヘルツとディーブイエックスジャパン株 式会社の合併により当社代表取締役社長 平成24年12月 株式会社MSS代表取締役会長（現任） 平成27年 4月 当社代表取締役会長（現任）	1,692,000株
	(取締役候補者とした理由) 若林 誠氏は、当社代表取締役社長として29年間にわたり当社の業容拡大を実現した経営実績と見識を有するとともに、代表取締役会長に就任した後は、その経験・見識を活かした助言を行い、職務を遂行していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
2	千葉 茂 (昭和33年10月8日)	昭和57年 4 月 ニッタン株式会社入社 昭和61年 4 月 日本メドトロニック株式会社入社 平成 4 年 2 月 日本ビタトロン株式会社入社 平成 9 年 9 月 同社代表取締役社長 平成11年 5 月 メドトロニック社（米国）入社 ビタトロンアジア パシフィックジェネラルマネージャー（兼任） 平成13年 5 月 メドトロニックゾーメド社（米国）入社 メドトロ ニックゾーメドアジアパシフィックジェネラルマ ネージャー 平成15年 4 月 イーヴィースリー株式会社入社 代表取締役社長 平成16年 1 月 株式会社ゲッツブラザーズ（現 セント・ジュード・ メディカル株式会社）入社 バイスプレジデント 平成18年 4 月 同社取締役 平成25年 4 月 当社入社 執行役員副社長 平成25年 6 月 代表取締役副社長 平成27年 4 月 代表取締役社長（現任）	3,000株
	（取締役候補者とした理由） 千葉 茂氏は、医療機器業界における豊富な経営経験と見識を有しており、当社に入社して以来、副社 長、社長として、経営の効率性・公正性を確保するための体制構築を進めるとともに、当社の持続的成長 に向けた戦略の実行を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献 を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
3	柴崎 浩 (昭和40年4月23日)	昭和61年 8 月 松永歯科医院入社 平成 3 年 8 月 株式会社ヘルツ入社 平成10年12月 営業部長 平成15年 1 月 取締役営業本部長 平成16年 2 月 株式会社ヘルツとディーブイエックスジャパン株式 会社の合併により当社取締役ヘルツ事業部長 平成19年 6 月 執行役員ヘルツ事業本部長 平成22年 4 月 執行役員営業統括本部長 平成22年 6 月 取締役執行役員営業統括本部長 平成24年 4 月 取締役（営業担当） 平成27年 4 月 取締役（営業及びマーケティング担当）執行役員（現 任）	44,800株
(取締役候補者とした理由) 柴崎 浩氏は、主に営業に関する分野に携わり、取締役に就任して以来、営業全般を統括し、豊富な経験 と見識を有しております。現在は営業及びマーケティング部門を統括し業容拡大を推進していることか ら、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いする ものであります。			
4	魚住 洋二 (昭和27年4月14日)	昭和46年 4 月 株式会社トクスイコーポレーション入社 平成18年 2 月 当社入社 管理本部業務部長 平成19年 6 月 経営企画室長 平成22年 6 月 執行役員管理本部長 平成23年 4 月 執行役員管理本部長兼経理部長 平成23年 6 月 取締役執行役員管理本部長兼経理部長 平成24年 4 月 取締役（管理及び情報開示担当）執行役員財務経理部 長 平成25年 9 月 取締役（管理及び情報開示担当）執行役員 平成27年 6 月 取締役（財務経理及び業務担当）執行役員（現任）	3,000株
(取締役候補者とした理由) 魚住洋二氏は、業務部長、経営企画室長を歴任し、取締役に就任した後は管理本部長、経理部長を歴任し、 財務・経理に関し豊富な経験と見識を有しております。現在は財務経理・業務部門を統括し、健全な財務 体質の維持向上を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期 待し、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
5	鍋谷 正行 (昭和33年4月27日)	昭和60年 4月 株式会社ノーバス入社 昭和61年 10月 株式会社ヘルツ入社 平成 7年 6月 取締役営業部長 平成16年 2月 株式会社ヘルツとディーバイエックスジャパン株式 会社の合併により当社専務取締役経営企画室長 平成20年 4月 専務執行役員総務人事本部長 平成22年 4月 執行役員静岡特別プロジェクト長 平成23年 6月 取締役執行役員静岡特別プロジェクト長 平成24年 4月 取締役（マーケティング及び薬事・品質保証担当） 平成25年 7月 取締役（マーケティング及び薬事・品質保証担当）執 行役員 平成26年 4月 取締役（マーケティング、薬事・品質保証及び技術担 当）執行役員 平成27年 4月 取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員 平成27年 12月 取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員薬 事・品質保証部長 平成28年 4月 取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員（現 任）	48,400株
（取締役候補者とした理由） 鍋谷正行氏は、営業部門を中心に幅広い分野の業務に携わり、取締役に就任して以来、マーケティング部 門、薬事・品質保証部門及び技術部門を統括し、豊富な経験と見識を有しております。現在は薬事・品質 保証及び技術部門を統括し、同部門の強化を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の 企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
6	ひらの なおひろ 平能 直弘 (昭和42年1月16日)	平成 2 年 4 月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行 平成11年 11月 フォレックスバンク株式会社入社 平成14年 3 月 株式会社ウイン・インターナショナル入社 平成22年 11月 当社入社 平成23年 4 月 総務人事部長 平成24年 4 月 執行役員経営管理部長 平成27年 6 月 取締役（経営管理及び情報開示担当）執行役員経営管理部長（現任）	一株
	（取締役候補者とした理由） 平能直弘氏は、IR、法務・コンプライアンス推進、人事労務、総務管財を所管する部門を統括し、豊富な経験と見識を有しております。取締役就任後は経営管理及び情報開示を担当し、法令遵守を重視した組織体制の強化と適時適切な情報開示の徹底を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		
7	むらまつ みつはる 村松 光春 (昭和28年1月14日)	昭和53年 9 月 アーサーヤング会計事務所入所 昭和60年 9 月 株式会社ハッピー商会取締役 昭和60年 9 月 村松公認会計士事務所開設 同事務所代表（現任） 昭和63年 3 月 株式会社ハッピー商会代表取締役（現任） 平成19年 6 月 当社取締役（現任） 平成27年 3 月 GLOVACC株式会社設立 同社代表取締役（現任）	一株
	（社外取締役候補者とした理由） 村松光春氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と深い見識を有しており、それらに基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社ハッピー商会及びGLOVACC株式会社の代表取締役として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 （独立性に関する事項） 当社は、村松光春氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
8	どうがきない しげはる 堂垣内 重晴 (昭和24年5月11日)	昭和48年 4 月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成15年 5 月 株式会社テクノ菱和入社 平成15年 6 月 同社取締役 平成19年 1 月 同社常務取締役 平成26年 4 月 同社専務取締役 平成27年 6 月 株式会社アサンテ社外取締役（現任） 平成27年 6 月 当社取締役（現任） 平成27年 6 月 株式会社たち吉代表取締役専務（現任） 平成27年 8 月 プログレス合同会社代表社員（現任）	1,100株
	(社外取締役候補者とした理由) 堂垣内重晴氏は、豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらに基づく健全かつ効率的な経営を推進するための助言と経営の監督機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社たち吉の代表取締役専務、プログレス合同会社の代表社員として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 (独立性に関する事項) 当社は、堂垣内重晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村松光春氏及び堂垣内重晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村松光春氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
4. 堂垣内重晴氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は村松光春氏及び堂垣内重晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、村松光春氏及び堂垣内重晴氏の再任が承認された場合には両氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役三縄昭男氏及び中村眞一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
	三縄 昭男 (昭和19年8月28日)	昭和44年11月 島田公認会計士事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所 平成17年 8 月 三縄昭男公認会計士・税理士事務所代表（現任） 平成18年 3 月 当社監査役（現任） 平成18年 6 月 三菱倉庫株式会社監査役 平成23年 9 月 学校法人神奈川大学監事（現任）	一株
1	（社外監査役候補者とした理由） 三縄昭男氏は、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 （独立性に関する事項） 当社は、三縄昭男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
2	なかむら しんいち 中村 眞一 (昭和24年12月10日)	昭和54年 4月 弁護士登録（横浜弁護士会） 昭和55年 4月 横浜弁護士会 司法修習委員会委員 日本弁護士連合会 人権擁護委員会刑事疫学問題調査 特別委員会委員 昭和56年 1月 千駄ヶ谷綜合法律事務所入所（東京弁護士会） 平成 7年 4月 コスモス法律事務所開設 同事務所代表（現任） 平成11年 5月 株式会社コモダエンジニアリング社外監査役（現任） 平成20年 6月 当社監査役（現任） 平成25年 2月 株式会社情報センター出版局社外取締役（現任）	一株
（社外監査役候補者とした理由） 中村眞一氏は、弁護士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 （独立性に関する事項） 当社は、中村眞一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。			

- （注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三縄昭男氏及び中村眞一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 三縄昭男氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
4. 中村眞一氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は三縄昭男氏及び中村眞一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、三縄昭男氏及び中村眞一氏の再任が承認された場合には両氏との当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成24年6月22日開催の第26期定時株主総会において補欠監査役に選任された亀浦大輔氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 株式数
かめうら だいすけ 亀浦 大輔 (昭和44年4月20日)	平成14年 1 月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 平成17年 4 月 公認会計士登録 平成21年10月 橋有限責任監査法人入所（現任）	一株
	（補欠の社外監査役候補者とした理由） 亀浦大輔氏は、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	

（注）1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

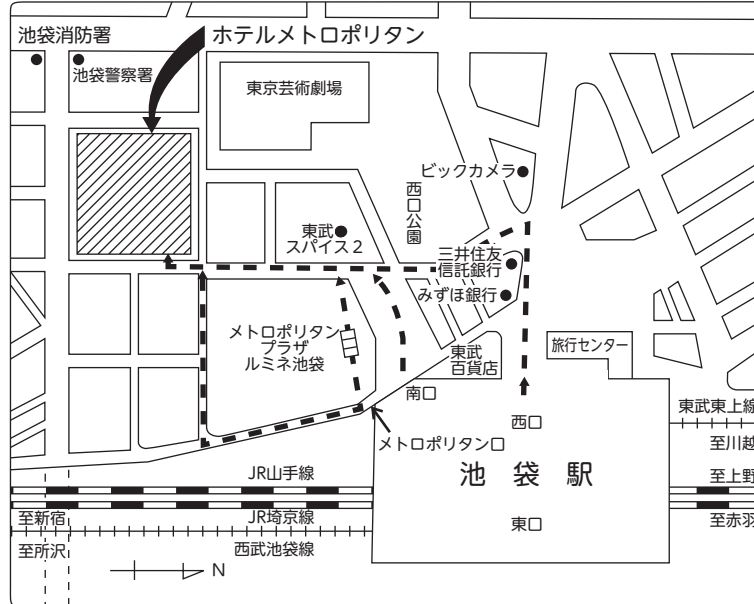
2. 亀浦大輔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 亀浦大輔氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階「富士」の間
電話 03-3980-1111 (代表)



池袋駅から会場までのご案内

■西口 (徒歩約3分)

東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段又はエスカレーターで1階へ。
左手のみずほ銀行沿いに左折し直進。

■南口 (徒歩約2分)

有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。
メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

■JR線メトロポリタン口 (徒歩約1分)

JR線改札を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進又は改札を出て右手に進みエスカレーターもしくは階段で1階へ(ご利用可能時間は午前7時30分から午後9時まで)。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

